

第4号様式（第3条関係）

公共物使用期間更新許可書

二本松市指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった公共物の使用期間の更新については、二本松市公共物管理条例第5条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

二本松市長 印

記

1 許可の内容

使用許可期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 許可の条件

原則として、二本松市指令 第 号で許可した条件と同じとする。

教示

1 行政財産を使用する権利に関する処分について

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分については、この処分（この処分について上記(1)の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 使用料の徴収に関する処分について

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

- (2) この処分については、上記(1)の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。